

【表紙】

【提出書類】	対質問回答報告書
【提出先】	関東財務局長
【意見表明報告書受理日】	平成27年1月16日
【提出日】	平成27年1月23日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社プロスペクト
【報告者の住所又は所在地】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号
【電話番号】	03(3470)8411(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 田端 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社プロスペクト (東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社プロスペクトをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、豊商事株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 公開買付者が関東財務局長に提出した平成26年12月26日付公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注5) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注6) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関係会社を含む関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1【対象者名】

豊商事株式会社

2【質問に対する回答】

(1) 回答に至った経緯

対象者が関東財務局長に提出した平成27年1月16日付意見表明報告書（以下「本意見表明報告書」といいます。）においては、本公開買付けに対する意見を留保すると共に、公開買付者に対する質問が記載されておりました。

そこで、公開買付者は、本意見表明報告書の内容を検討の上で、下記(2)のとおり、同質問に対して回答いたします。

(2) 回答の内容

添付別紙をご参照ください。